

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年 度	令和 7 年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所 在 地	羽生市大字三田ヶ谷 1 8 6 3

項 目	内 容	基準値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
※1） 処分した一般廃棄物の 各月ごとの種類及び数 量	可燃ごみ焼却量（トン）	-	1,080.25	1,222.70	1,357.38	1,267.06	1,161.52	1,099.71	1,208.57	1,027.18	1,126.23	882.11	946.89	1,003.43
※2） 燃烧室中の燃烧ガスの 温度（連続的に測定 し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉燃烧室出口											
	結果の得られた年月日	-	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
	測定の結果(℃)	800以上	848.0	844.0	851.0	852.0	856.0	836.0	845.0	893.0	852.0	890.0	904.0	874.0
	測定を行った位置	-	2号炉燃烧室出口											
	結果の得られた年月日	-	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
	測定の結果(℃)	800以上	870.0	864.0	867.0	861.0	871.0	858.0	870.0	910.0	902.0	900.0	891.0	887.0
※2） 集じん器に流入する燃 焼ガスの温度（連続的 に測定し、記録したも の）	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
	測定の結果(℃)	200以下	178.0	180.0	180.0	179.0	180.0	179.0	180.0	182.0	177.0	181.0	183.0	176.0
	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
	測定の結果(℃)	200以下	178.0	180.0	180.0	181.0	181.0	179.0	180.0	182.0	182.0	179.0	184.0	179.0
※3） 煙突から排出される排 ガス中の一酸化炭素の 濃度（連続的に測定 し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
	測定の結果(ppm)	100以下	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
	測定の結果(ppm)	100以下	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
冷却設備及び排ガス処 理設備にたい積したば いじんの除去	除去を行った年月日	-	常時機械除去											
※4） 煙突から排出される排 ガス中のダイオキシン 類の濃度 （1回／年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.10.16	-	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.11.28	-	-	-	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m³N)	5以下	-	-	-	-	-	-	0.0096	-	-	-	-	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.10.16	-	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.11.28	-	-	-	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m³N)	5以下	-	-	-	-	-	-	0.0051	-	-	-	-	-
※5） 煙突から排出される排 ガス中のばい煙量又は ばい煙濃度 （2回／年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.8.22	-	-	-	-	R8.3.4
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.9.19	-	-	-	-	R8.3.13
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m³N)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	0.002	-	-	-	-	0.001
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(volppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	90	-	-	-	-	87
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m³N)	200以下	-	-	-	-	-	-	2.4	-	-	-	-	3.5
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m³N/h)	80以下	-	-	-	-	-	-	0.042	-	-	-	-	0.05
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.8.22	-	-	-	-	R8.3.4
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R7.9.19	-	-	-	-	R8.3.13
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m³N)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	0.001
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(volppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	88	-	-	-	-	71
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m³N)	200以下	-	-	-	-	-	-	4.2	-	-	-	-	4.6
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m³N/h)	80以下	-	-	-	-	-	-	0.025	-	-	-	-	0.05

- （※1） 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- （※2） 燃烧ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- （※3） 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- （※4） 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- （※5） ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
- 窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
- 塩化水素濃度の基準値は、埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
- 硫黄酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値＝9
- （※） ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記しておりません。